

公益法人等制度改革に関する対話フォーラム中の参加者からのオンラインでの質問及び回答

質問内容	内閣府からの回答
<p>公益信託の信託管理人は行政の監督者となるのか。</p>	<p>公益信託の信託管理人も、信託法上の信託管理人であり、あくまで民間の立場で、当該公益信託の受託者を監督することとなります。なお、公益信託の受託者に対して、信託管理人とは別に行政庁による監督が行われます。</p>
<p>○今回の公益法人改革が新しいプリンシパルでの方向性を持っており、社会にとってよいものと考えますが、非営利の公益的な活動は公益法人という形にとらわれない、NPOや一般法人、民間会社も十分も考えられる。こちらの方により力をいれた方が効果的ではないのか？とも考える。こうした組織での同じ方向性をもった改革はどう考えるのか？</p> <p>○逆に、過去の公益法人の悪い事例があった経験から、この新しい自由な拡張性のある公益法人によって問題が発生すると、公益法人の信頼性がゆらぐリスクも考えざるを得ないと思われる。こうした点についてはどう捉えられているか？</p>	<p>○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）では、「新しい資本主義においては、市場だけでは解決できない、いわゆる外部性の大きい社会的課題について、「市場も国家も」、すなわち新たな官民連携によって、その解決を目指していく」とされており、「社会的課題を解決する経済社会システムの構築」として、「インパクトスタートアップに対する総合的な支援策」や「社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援」など、NPO法人や企業なども含めた総合的な施策を推進することとされています。</p> <p>今回の公益法人・公益信託制度改革は、「新しい資本主義」の実現に向けた施策の一つであり、民間による公益活動の活性化を図るため、政府全体で一体感を持って、取り組みを進めていきたいと考えています。</p> <p>○今回の改革では、公益法人の財務規律、公益認定等の行政手続の見直し等とともに、公益法人がより国民からの信頼・協力を得ることができるよう、法人運営の透明性の向上やガバナンスの充実を図る見直しにも取り組むこととしています。さらに、そうした取り組みによっても、なお生ずる不適切な法人に対しては、行政庁が迅速に実効性の高い措置を講ずることができるよう、監督措置の実効性向上にも取り組む予定です。</p>
<p>公益法人にも、企業傘下の財団、大きな寄付金を管理している財団、公益事業で収益を得ている財団、ほぼ企業に近い（病院等）財団等々、色々類型化できるので、大ぐくりでなく、それぞれの事情に応じられる改革にしてほしい。誰もが収支相償を第一に課題と考えているわけではない。</p>	<p>御指摘のとおり、公益法人は、事業内容・規模等その実態が多様であり、そうした公益法人の実情を踏まえ、制度改革を進めていくことが重要だと考えています。そのため、HP上での意見募集等も行い、広く国民の皆様への御意見を伺いつつ、検討を進めてまいりました。</p> <p>今回の制度改革は、収支相償原則の見直しに限らず、行政手続の柔軟化、判断基準の明確化に向けたガイドラインの抜本的見直し等、資金の有効活用だけでなく、新たな事業展開や事業再編等に取り組みやすくするなど様々な公益法人のニーズに寄り添った内容となっています。</p>
<p>公益法人による株式保有等の資産運用について、小規模公益法人では手探りの状況です。ぜひ、ガイドラインで明確にしていいただければと思います。</p>	<p>ガイドラインの見直しを検討する中で、公益法人における資産運用についても、考え方を明確化する方針です。</p>